

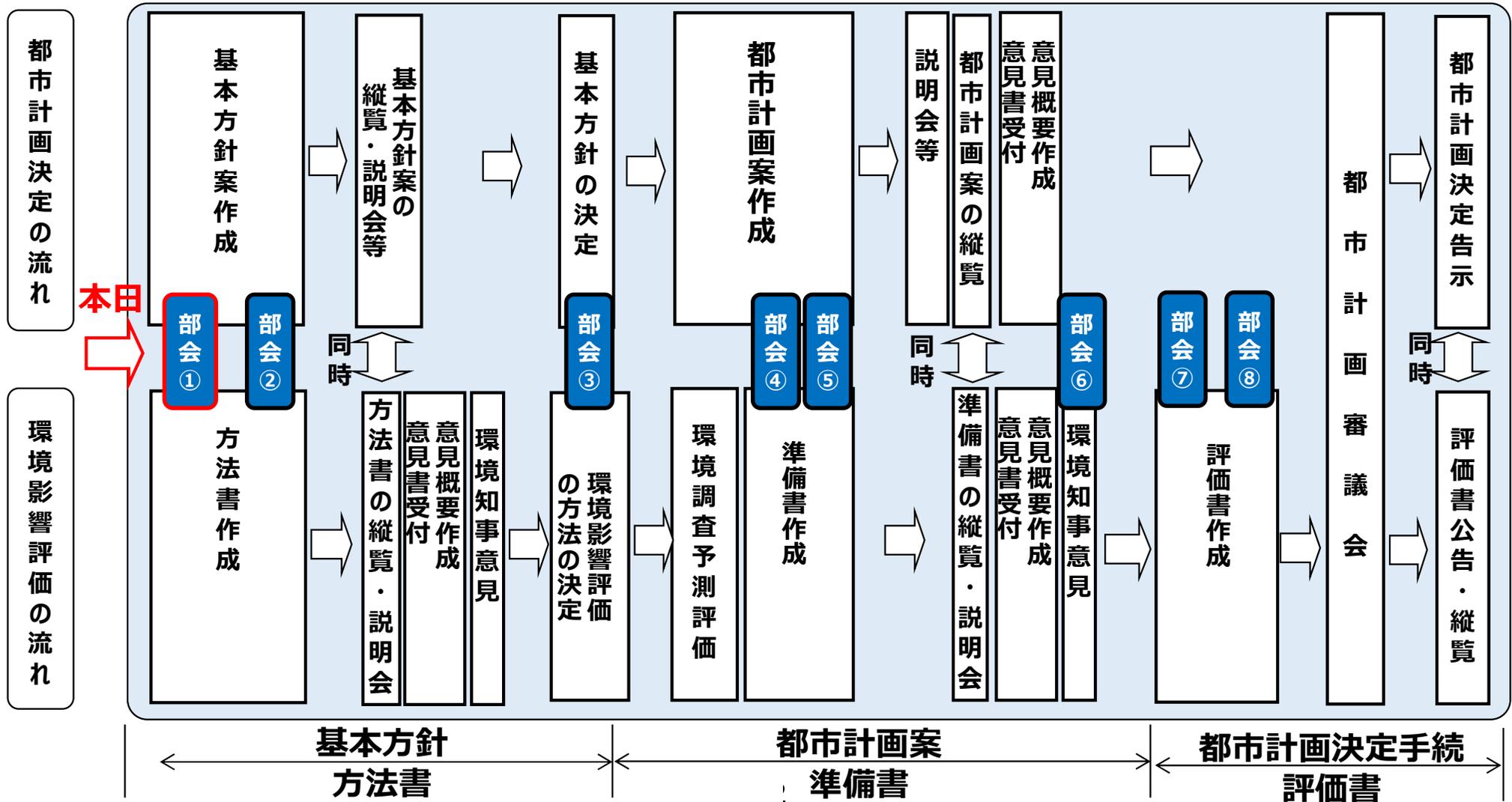
## **( 4 ) 都市計画の案を作成するための基本方針について**

# 目 次

1. 「都市計画の案を作成するための基本方針」とは
2. 名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)  
を都市計画に定めようとする目的

# 1. 「都市計画の案を作成するための基本方針」とは

- 方法書の作成では、「基本方針案」「方法書」の作成段階で2回調査審議していただきます。そして、縦覧、意見書受付、環境知事意見などの手続を経て、第3回専門部会において「基本方針」「環境影響評価の方法」をとりまとめます。
- その後、環境影響評価に関する調査、予測、評価を実施し、「都市計画案」と「準備書」を作成します。
- 「都市計画案」「準備書」の段階では3回の専門部会の開催を予定しており、「評価書」の段階では2回の専門部会の開催を予定しています。



- 大規模な都市計画を定める場合には、地域住民の方々に適切な形できめ細かく情報提供していくことが、特に重要となります。
- 計画の立案段階において、「都市計画の案を作成するための基本方針」を公表することで、都市計画手続の客観性、透明性を高めるとともに、段階的に地域住民の方々の合意や意見を得ながら、計画の熟度を高めることができます。
- 基本方針内の概略の案と方法書における事業実施区域は一体のものであるため、基本方針と方法書の手続は同時に行い、公表してまいります。そして、地域住民の方々からの意見を聴取してまいります。
- 「都市計画の案を作成するための基本方針」は、「都市計画に定めようとする目的」、「都市計画の概略の案」、「留意事項・配慮事項」から成ります。

## 「都市計画の案を作成するための基本方針」の構成

(案)

- (1) 名古屋三河道路を都市計画に定めようとする目的
- (2) 都市計画の概略の案・概略ルート、基本構造
- (3) 都市計画上の留意事項、配慮事項など



## 2. 名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間) を都市計画に定めようとする目的

(案)

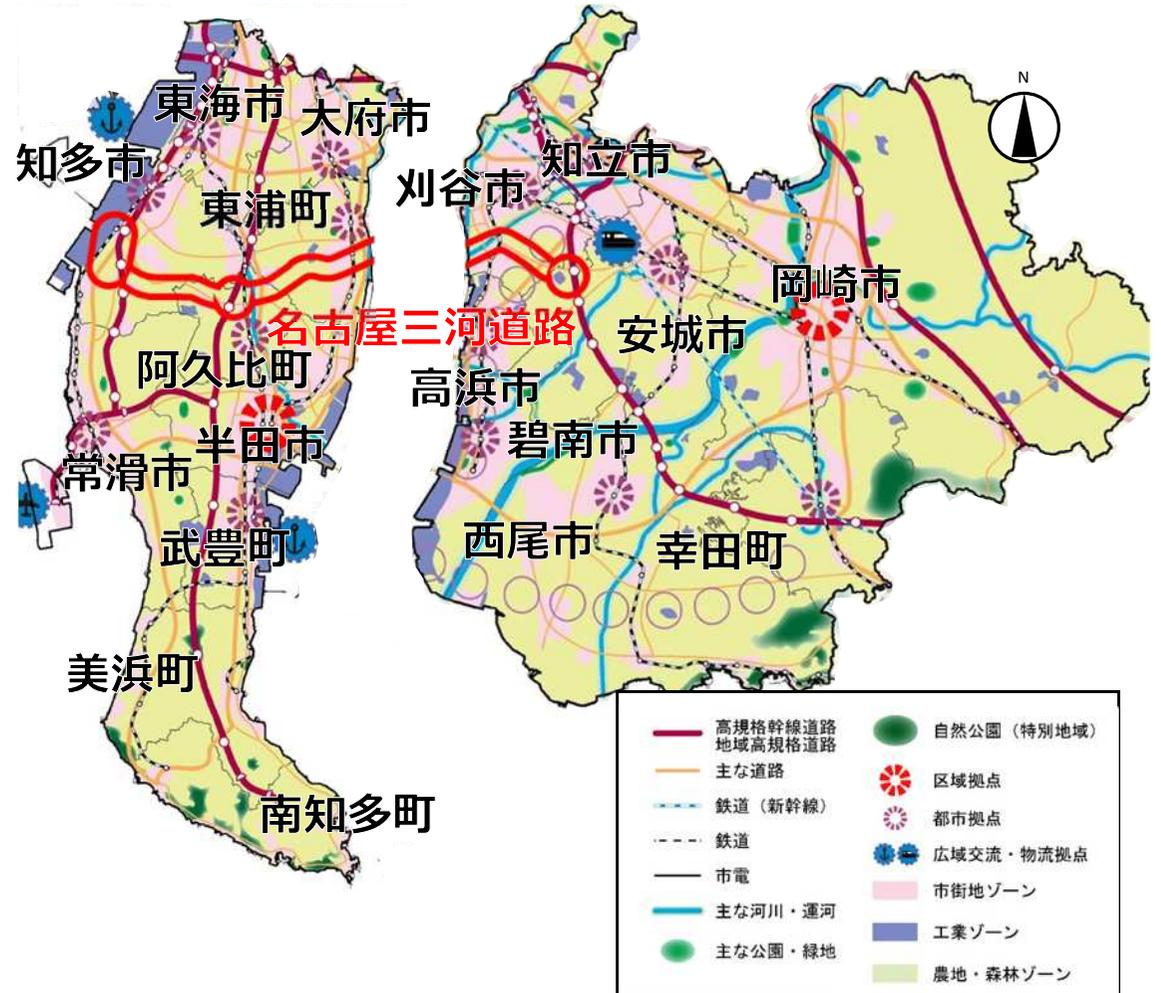
**本道路は、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワークを構築し、西知多道路、知多半島道路、名豊道路、東名高速道路等と一体となって、社会経済活動を支える重要な道路**です。

**知多都市計画区域マスタープラン及び西三河都市計画区域マスタープラン**における、「**衣浦港や境川周辺の渋滞を緩和するとともに、知多地域と西三河地域の連携を強化し、両地域の産業集積と生産性の向上を図るための広域的な東西軸を担う道路**」としての役割を担います。

今回、**名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)**を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として**都市計画に定めようとする**ものです。

知多都市計画区域マスタープラン  
構想都市図

西三河都市計画区域マスタープラン  
構想都市図



※名古屋三河道路の位置は名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)  
第3回名古屋三河道路有識者委員会(R6.12.9)にて公表されたルート帯案をイメージとして表示したもの